

昨年度は「仮想通貨」の相場も投資家にとっては少し残念な状況となっているようですが、税務当局による「仮想通貨取引」を行う個人や企業に対する税務調査がさかんに行われています。今号においては「仮想通貨」の個人所得の計算方法に関する基本的な内容をお伝えさせていただきます。

### 1. 所得税法上の取扱い

(1) 仮想通貨取引によって生じた所得は、原則として**雑所得**となり、**総合課税**により、**給与所得**などその年の他の所得と合わせて課税されることとなります。

※) 株式投資やFX取引のように分離課税で20.315%の税率で済む制度ではありません。納税者のすべての所得に対してかかる税率により、税金が取られることとなりますのでご注意ください。

(2) 仮想通貨取引により損失が出たとしても、その**損失を給与所得や事業所得など他の所得から差し引くことはできません。**

可能なのは、**仮想通貨同士など、総合課税の他の雑所得間での相殺のみで、相殺しきれなかった損失の翌年以降への繰り越しも認められていません。**

※) 「国内FX取引」との利益・損失の相殺は同じ雑所得であっても「分離課税」なので相殺不可

※) 一方「海外FX取引」は「総合課税」となる雑所得です。相殺可

### 2. 所得発生タイミング

仮想通貨取引で所得が発生するタイミングの主なものは下記の通りです。

(1) **仮想通貨の売却**

(2) **商品(サービス)購入等に伴い、仮想通貨で決済(支払)した場合**

(3) **仮想通貨同士の交換**

ex. 保有する仮想通貨1ビットコインを他の仮想通貨10リップルを購入する決済にあてた

(4) その他

仮想通貨のマイニング(採掘)による取得、ハードフォーク(分裂)による取得等、特殊なケースの説明はここでは割愛させていただきます。詳しくは国税庁の「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」をご参照ください。

### 3. 必要経費と取得価額

仮想通貨の売却による所得の計算上、必要経費となるのは、売却した仮想通貨の**取得価額(対価の額+購入手数料)**、その**売却の際に支払った手数料**のほか、インターネット等の回線利用料、パソコンの購入費用なども、**仮想通貨の売却のために直接必要な支出であると認められる部分の金額に限り**、算入することができます。

また、仮想通貨の取得価額(購入時の単価計算)については、2種類の計算方法があります。原則は「**移動平均法**」

で計算することが相当とされていますが、**継続して適用することを要件に「総平均法」**で計算しても差し支えないこととされています。計算方法はそれぞれ下記の通りです。

#### 【移動平均法(保有通貨の総額÷保有通貨総量)】

※購入の都度、取得価額を計算しなおす

日付	購入			売却			保有		
	数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
期首	10	10	100				10	10	100
6/1	10	20	200				20	15	300
9/2				5	15	75	15	15	225
10/1	10	30	300				25	21	525

※525万円÷25=21万円

#### 【総平均法(年間の総取得価額÷年間の総取得数量)】

※1年間のすべての取得価額の平均で計算する

日付	数量	単価	合計
期首	10	10	100
6/1	10	20	200
10/1	10	30	300
合計	30	20	600

※600万円÷30=20万円

#### (1)「移動平均法」のメリットとデメリット

- ・実際の取引の損益と近くなる
- ・取引の都度損益が把握できるため、納税準備が可能
- ・相場下落前購入・下落後売却では所得が小さくなる
- ・計算が複雑なため取引が多い場合には手間が増える

#### (2)「総平均法」のメリットとデメリット

- ・計算が簡単
- ・実際の取引の損益と大きく乖離する可能性もある
- ・その年が終わらないと損益が把握できない
- ・相場下落前購入・下落後売却では所得が大きくなる

なお、この取得価格や所得の計算に必要な資料についてですが、平成30年1月1日以後の仮想通貨取引については、**国税庁から仮想通貨交換業者に対して「年間取引報告書」の交付を依頼しており、その書面をもって知ることができます。**

株式取引の特定口座年間取引報告書のように、その年の仮想通貨の購入数量・売却数量、及びそれらの金額のほか、12月31日現在の仮想通貨の保有量や仮想通貨交換業者に支払った手数料など、計算上必要な最低限の情報が揃うものになっていますので、お手元に資料が届いていないかどうかを確認してみてください。

この年間取引報告書の内容を国税庁のHPに掲載されている「**仮想通貨の計算書**」に入力することで、簡便に所得の計算を行うこともできます(ただし「総平均法」にしか対応しておりません)。